

# 優遇制度

## 青森県産業立地促進費補助金

<b>対象地域</b>	県内全域
<b>対象企業</b>	(1) 県の誘致企業 (2) 県内企業（金矢工業団地及び青森中核工業団地に限る） (3) 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業
<b>対象業種</b>	製造業、頭脳立地業種、研究開発型企業、医療・健康福祉関連業種及び農工ベストミックス関連業種 上記のほか、 (1) 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業（金矢工業団地及び青森中核工業団地の土地を取得した場合に限る） (2) FPD関連業種（むつ小川原開発地区に限る） (3) 環境リサイクル・エネルギー関連業種（環境・エネルギー産業創造特区エリアに限る）
<b>補助対象</b>	(1) 土地の取得経費（金矢工業団地に限る） (2) 建物・機械設備の取得経費（リース含む） ※土地リース制度を活用し、建物を取得する場合も補助対象とする。
<b>要件</b>	次の(1)及び(2)の双方を満たすこと (1) 設備投資額（土地及び建物・機械設備の取得（リース含む）経費）1億円以上 (2) 雇用増 10人以上 ※FPD関連業種については、研究所を除き、設備投資額100億円以上かつ雇用増100人以上の場合に限り補助対象とする。
<b>補助率</b>	(1) 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 5% (2) 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 10% (頭脳立地業種、金矢工業団地・青森中核工業団地の中小企業及び道路貨物運送業等の非製造業、FPD及び環境リサイクル・エネルギー関連業種の研究所は1億円以上) (ソフトウェア業、情報サービス業、金矢工業団地・青森中核工業団地の中小企業、FPD及び環境リサイクル・エネルギー関連業種の研究所は10人以上) ※上記にかかわらず、金矢工業団地・青森中核工業団地で土地を取得した場合、むつ小川原開発地区のFPD関連業種研究所（土地取得または1万㎡以上の土地リース）は20%、また1万㎡未満の土地リースは5%
<b>補助限度額</b>	(1) 3億円。ただし、1億円を超える場合は、単年度の交付額は1億円を限度額とし、複数年にわたって分割交付する。 (①むつ小川原開発地区5億円、②金矢工業団地・青森中核工業団地の用地を取得し、補助率20%の場合は、用地の取得額又は5億円のいずれか低い額、ただし、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、環境リサイクル・エネルギー関連業種は、用地の取得額又は3億円のいずれか低い額) (2) 設備投資額30億円以上、かつ、雇用増30人以上の場合（特例） 5億円（単年度の交付限度額、分割交付については(1)に準ずる） ※道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、環境リサイクル・エネルギー関連業種除く。 (①むつ小川原開発地区10億円、②金矢工業団地・青森中核工業団地の用地を取得し、補助率20%の場合は、用地の取得額又は10億円のいずれか低い額、③FPD関連業種については20億円

## 青森県むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金

<b>対象地域</b>	むつ小川原開発地区等(六ヶ所村及び三沢市)
<b>対象企業</b>	むつ小川原開発地区等内に立地する企業
<b>要件</b>	次の要件を満たすもの (1) 用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの (2) 操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの (3) 用地取得面積が1,200㎡以上
<b>補助対象</b>	工場又は事業場の用地及び工場等の従業員の福利厚生施設用地の取得に要する経費
<b>補助率</b>	用地1平方メートル当たり5,000円（国の補助金の交付を受けている場合にあつては、1平方メートル当たり2,500円）

## 青森県中核工業団地等立地促進費補助金

<b>対象地域</b>	青森中核工業団地(青森市)
<b>補助率</b>	次の要件を満たすもの (1) 青森中核工業団地において、工場等を新增設する製造業者 (2) 所得税法第143条又は法人税法第121条の規定による青色申告を提出するもの (3) 製造用事業設備の取得価格の合計額が2,500万円を超えるもの (4) 工場の新設の場合は、工場などの用地取得の翌日から起算して1年以内に工場等の建設に着手すること
<b>対象企業</b>	(1) 不動産取得税 建物 製造の事業の用に供する部分に係る不動産取得税の支払相当額 土地 製造の事業の用に供する建物部分の垂直投影面積に係る不動産取得税の支払い相当額 (2) 事業税 3年間 製造の事業に対する事業税の支払い相当額

## 青森県 リースコンソーシアム型 貸工場制度

青森県では、企業の設備投資の多様なニーズに応えるため、リース事業者などによるコンソーシアム方式の貸工場制度を創設しました。これにより、新規事業や事業拡張の際の初期投資を大幅に抑えることが可能となります。

### 制度活用スキーム

1. 青森県がリース事業者等(リース事業者、商社等)と提携
2. 青森県が立地企業に対しリース事業者等を斡旋
3. リース事業者等が企業の設備投資プランに対し、初期投資ゼロ型・コンソーシアム型の工場及び機械設備等を提供
4. 青森県はリース事業者等への補助制度を適用

### 立地企業メリット

- ・不動産取得にかかる初期投資を軽減
- ・資産のオフバランス化が可能
- ・資金調達が多様化が図れる
- ・地価下落による資産価値減少といったリスク回避